

第2次

嘉麻市男女共同参画社会基本計画
(概要版)

平成29年3月

福岡県 嘉麻市

男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことです。（嘉麻市男女共同参画推進条例第2条第1号より）

策定の目的

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会において、また、国内においても、法令や制度の整備など様々な取り組みが進められてきました。これを受け、嘉麻市では、基本計画の策定により、市の男女共同参画に関する施策を体系化し、総合的かつ効果的な施策展開を行い、さまざまな課題を解決して、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的としています。

計画の位置づけ

この計画は、「嘉麻市総合計画」を市の上位計画とし、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定するものです。また、嘉麻市自治基本条例及び嘉麻市男女共同参画推進条例に基づくものとします。なお、この計画の基本目標Ⅱを女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけることとします。

基本理念

嘉麻市では、誰もがその人権を尊重し、その個性を認め、協力し、自立した生涯を送れるよう支援される男女共同参画のまちづくりを目指し、この計画の基本理念を下記のとおり定めます。

ま ち
お互いの人権を尊重し、みんな（男女）で創る嘉麻市

基本理念を
達成するための
基本目標

- 基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性活躍の推進
- 基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり

計画の期間

計画の基本的方向については、本市の総合計画との整合性を図りつつ、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。終了時または、社会情勢の変化等により、基本計画を運用する上で不都合が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の体系

嘉麻市男女共同参画社会基本計画推進条例

| 基本理念 | | お互いの人権を尊重し、みんな（男女）で創る ^ま 嘉麻市 ^ち | |
|---------------------------------------|--|--|----|
| 基本目標 | 主要課題 | 基本的施策 | |
| Ⅰ 意識しつゝ 男女の人権を尊重する | 1 固定的性別役割分担意識の解消 | (1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発 (2) 地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発 | P3 |
| | 2 社会制度・慣行の見直し、意識改革 | (1) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供 (2) 男女共同参画に関する調査及び研究 | |
| | 3 教育の場における男女共同参画の推進 | (1) 就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施 (2) 教育関係者の男女共同参画に対する意識改革 | |
| | 4 あらゆる暴力の根絶 | (1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー等の防止 (3) 子どもに対する性暴力等の防止 (4) L G B Tなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備 | |
| | | 5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進 | |
| Ⅱ 女性活躍の推進 女性活躍推進法に基づく市の推進計画 | 1 社会における意思決定過程への女性参画の促進 | (1) 政策方針決定への女性の参画促進 (2) 市における女性職員の登用 (3) 女性リーダーの育成 | P4 |
| | 2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備 | (1) 男女の均等な機会と待遇の確保 (2) 働く場における女性の活躍の促進 (3) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止 | |
| | 3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進 | (1) 女性農林業者の参画促進 (2) 商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進 | |
| | 4 地域における女性活躍の推進 | (1) 地域活動・社会活動における女性活躍の推進 (2) 女性の地域活動に対する自立的参画の推進等 | |
| Ⅲ 生活できる環境づくり 男女が共に自立し、安心して | 1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる「ワークライフバランス」の実現 | (1) 男性の家庭生活における自立支援 (2) 男性の地域活動への参画促進 (3) 子育て支援施策の充実 (4) 介護支援の施策の充実 (5) 両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供 (6) 事業者に対する両立支援のための職場環境の整備 | P5 |
| | 2 生涯を通じた健康推進 | (1) 女性の性と健康を尊重する環境づくり (2) 生涯を通じた健康づくり | |
| | 3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備 | (1) 高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等への支援の充実 (2) 高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等への男女共同参画の促進 (3) ひとり親家庭への支援の充実 | |
| | 4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進 | (1) 地域防災力を高めるための男女共同参画意識づくり (2) 男女共同参画の視点に立った自主防災組織の推進 (3) 地域防災計画の運用促進 | |
| 推進するための 取組み 基本計画を | 1 推進組織体制の強化、充実 | (1) 推進本部による一元管理の徹底 (2) 男女共同参画庁内推進員の活用 (3) 職員の意識改革 | P6 |
| | 2 拠点施設の充実 | (1) 男女共同参画の拠点施設の充実 | |
| | 3 市民と行政の協働による推進 | (1) 市民と行政との協働 | |

基本目標 I

男女の人権を尊重する意識づくり

「嘉麻市男女共同参画推進条例」の基本理念には、男女の人権が尊重され個性と能力を発揮できる機会の確保、固定的性別役割分担に基づく社会制度や慣行が及ぼす影響への配慮、教育の場における男女共同参画の実現のための配慮、平和を基盤とした国際的協調の下での取組みなどが掲げられています。

固定的な性別役割分担に基づく慣習や慣行は、家庭や地域などで根強く、子どもへの影響も大きいことから、市民や地域の活動団体と連携し、各々の抱える課題に男女共同参画の視点を取り込むことで、身近な場面での意識の解消を進めていく必要があります。男女共同参画の趣旨や必要性について広く周知し、教育をとおして意識改革と啓発を進めます。

「男性が主、女性は従」とする考え方は、暴力という人権侵害を容認することにもつながる場合があります。暴力根絶の視点からも、性別役割分担意識の解消を目指します。

また、国際的な規範や基準の理解を深めて、広い視野での男女共同参画に関する意識づくりを進めます。

主要課題

1 固定的性別役割分担意識の解消

- (1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発
- (2) 地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

2 社会制度・慣行の見直し、意識改革

- (1) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究

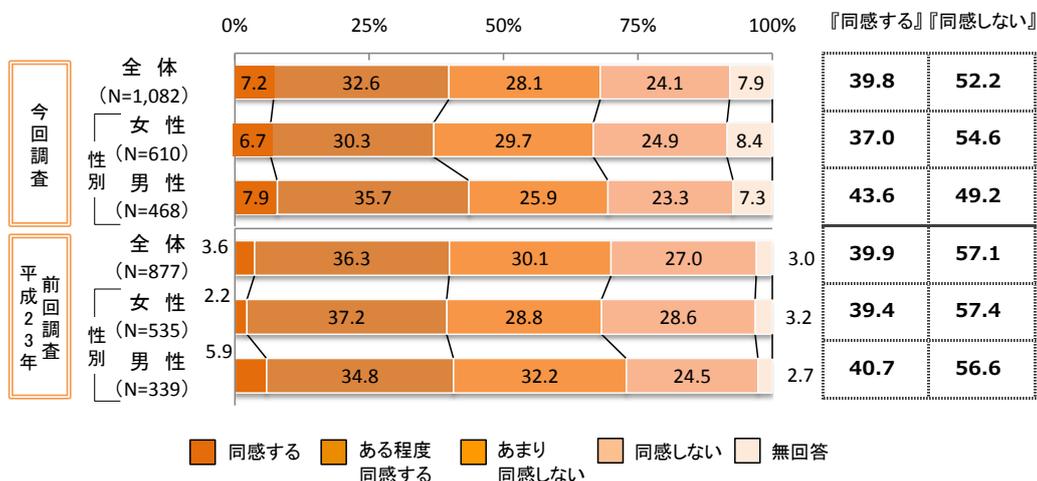
3 教育の場における男女共同参画の推進

- (1) 就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施
- (2) 教育関係者の男女共同参画に対する意識改革

4 あらゆる暴力の根絶

- (1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み
- (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー等の防止
- (3) 子どもに対する性暴力等の防止
- (4) L G B Tなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における女性活躍の推進

少子・高齢化の進展、社会のグローバル化、経済状況の大きな変化など多様化する社会的な課題に対応していくのみでなく、あらゆる分野において男女が社会の対等な構成員として参画する機会が確保され、個人の能力が最大限発揮できる男女共同参画の社会づくりが求められています。そのために、これまで女性が十分に参画できていなかった意思決定の場で女性が活躍できるような環境を整備し、新たな制度を構築していくことが重要です。市の施策を決定する場に女性の意見が反映できるように審議会等の女性委員の比率を高めます。

地域活動も、その多くは女性たちに支えられていますが、地域での方針決定の場には女性は男性と対等に参画できていない状況があります。地方から女性の決定の場への参画を阻む状況を改善し、男女が共に活躍する社会づくりを進めます。

主要課題

1 社会における意思決定過程への女性参画の促進

- (1) 政策方針決定への女性の参画促進
- (2) 市における女性職員の登用
- (3) 女性リーダーの育成

2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備

- (1) 男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 働く場における女性の活躍の促進
- (3) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

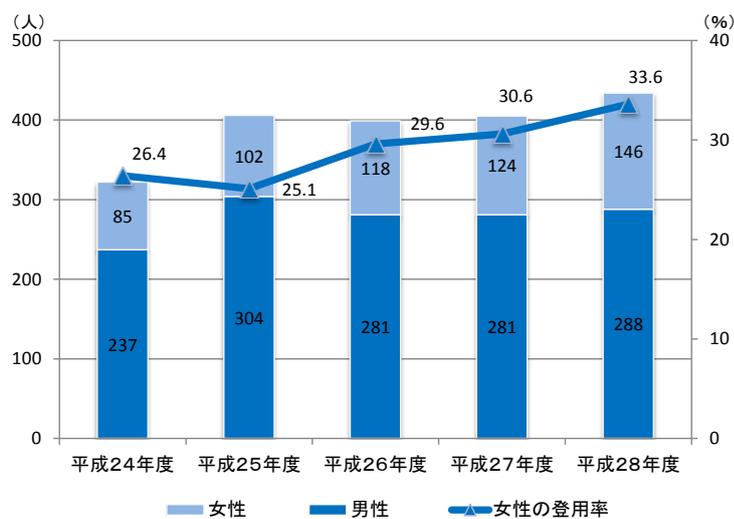
3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進

- (1) 女性農林業者の参画促進
- (2) 商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進

4 地域における女性活躍

- (1) 地域活動・社会活動における女性活躍の推進
- (2) 女性の地域活動に対する自立的参画の推進等

■ 審議会等による性別内訳・女性登用率の推移



資料：（各年4月1日）

嘉麻市男女共同参画推進条例の基本理念においては、ワークライフバランスの実現を掲げています。そのためには、固定的性別役割分担にとらわれず、一人ひとりが自らの仕事と家庭生活・地域活動への関わりを選択できる社会の実現が必要です。男性の家庭での生活自立や地域活動の参画促進に向けての啓発を行うとともに、働き方の見直しを含めた取組みを進めます。性別や仕事の有無に関わらず、子育てや介護に安心して参画できるよう、施策を充実します。仕事と育児や介護の両立支援について、事業者に対しても周知啓発を実施します。

障がい者、外国人、同和地区の女性など、様々な困難を抱えた人々が、女性という理由でより不利な状況に置かれることなく、社会を支える重要な一員として誇りを持って自立し、安心して暮らせるために支援を充実していきます。

また、男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られることは、男女共同参画社会の基盤となるため、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

地域の防災においても、男女のニーズの違いへの配慮や性暴力の防止など、男女共同参画の視点が欠かせません。市民が、自主防災や防火活動の取組みに男女共同参画の視点が必要なことへの理解が進むよう啓発を進め、また、意思決定の場へ女性の参画ができるように体制づくりを支援し、男女共同参画の視点に立って、地域防災計画を実施するよう促進します。

主要課題

1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる「ワークライフバランス」の実現

- (1) 男性の家庭生活における自立支援
- (2) 男性の地域活動への参画促進
- (3) 子育て支援施策の充実
- (4) 介護支援の施策の充実
- (5) 両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供
- (6) 事業者に対する両立支援のための職場環境の整備

2 生涯を通じた健康推進

- (1) 女性の性と健康を尊重する環境づくり
- (2) 生涯を通じた健康づくり

3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等への支援の充実
- (2) 高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等への男女共同参画の促進
- (3) ひとり親家庭への支援の充実

4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進

- (1) 地域防災力を高めるための男女共同参画意識づくり
- (2) 男女共同参画の視点に立った自主防災組織の推進
- (3) 地域防災計画の運用促進



基本計画を推進するための取組み

男女共同参画の推進に関する施策は広く多岐にわたっているため、本計画を着実に実施していくためには、庁内の適切な推進体制が不可欠です。

基本計画を推進するためには、まず、市民や市職員の男女共同参画に関する意識や現状のほか、計画の進捗状況等を定期的に把握し、客観的に評価をしながら、施策の推進にあたっていく必要があります。また、市の職員が市民に率先して行政内部での男女共同参画に向けた取組みを進め、市民に対する模範を示すことが重要です。

男女共同参画の拠点施設では、各種事業の充実を図るとともに、男女共同参画に関する市民団体との連携がいっそう図れるよう、その機能を強化します。

男女共同参画に関する市民や市民団体と互いに連携を図りながら、協働して課題解決に向けた取組みをすすめ、男女共同参画社会の実現を目指します。

主要課題

1 推進組織体制の強化、充実

- (1) 推進本部による一元管理の徹底
- (2) 男女共同参画庁内推進員の活用
- (3) 職員の意識改革

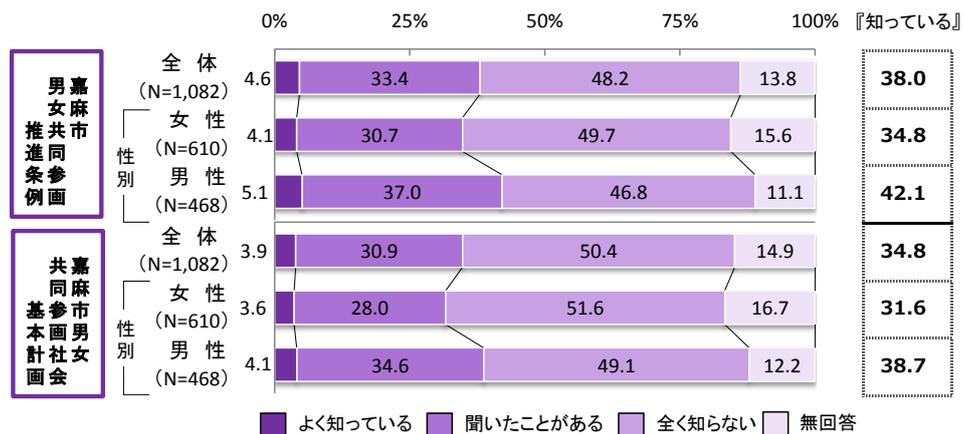
2 拠点施設の充実

- (1) 男女共同参画の拠点施設の充実

3 市民と行政の協働による推進

- (1) 市民と行政との協働

男女共同参画に関する施策・用語の認知



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

成果指標

- 1 重要な施策について、目標となる数値を「成果指標」として新たに設定します。
- 2 市が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値に近づいたか、進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
- 3 平成29年度から平成33年度（目標年度）までの5年間です。

1. 市の審議会等における女性の参画推進

女性委員登用率 40%を超える目標を目指します <担当課：関係課>

※第4次福岡県男女共同参画計画においては、県内市町村における「市町村審議会等委員に占める女性の割合」の目標値を40%（目標年度H32年度）としています。

2. 行政区長への女性登用の促進

現行の9.9%から12%を目指します <担当課：総務課>

※第4次福岡県男女共同参画計画においては、県内市町村における「自治会長における女性の割合」の目標値を12%以上（目標年度H32年度）としています。

3. 農事区長への女性登用の促進

現行の0人から2人を目指します <担当課：農林振興課>

4. 自主防災組織の女性役員参画の促進

一つの自主防災組織につき（組織単位ごと）、女性役員の割合が40%を超えることを目指します <担当課：防災対策課>

5. 女性人材バンクの登録者数

女性人材バンクの名簿登録者数を現行の11人から30人を超えることを目指します <担当課：男女共同参画推進課>



平成29年3月

発行／嘉麻市 男女共同参画推進室

（平成29年4月から男女共同参画推進課）

〒821-0012 福岡県嘉麻市上山田1347番地10

電話（0948）53-1120 FAX（0948）52-2766

E-mail danjo@city.kama.lg.jp